

## 基地対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり、基地対策特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 基地対策特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び北谷町議会委員会条例第3条
- 3 目 的 基地に関する諸問題の調査及び対策
- 4 委員の定数 9人
- 5 調査の期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

### 提出の理由

本町の米軍基地は、町土の53.5パーセントを占めており、その米軍基地から派生する諸問題及び米軍人・軍属などによる事件事故に対する調査及び対策のため基地対策特別委員会を設置する。